

令和2年第1回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年1月10日（金） 午前9時30分～午前10時20分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：7名）

3番：宮本 和市	4番：藤井 雅史	5番：谷口 孝一
6番：塚本 壽	9番：寺本 眞理子	10番：阪口 修一
11番：片山 幸弘		

（欠席：4名）

1番：井川 輝征	2番：尾上 春樹	7番：草野 義雄
8番：田口 昭広		

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	4番：矢野 解光	5番：田口 宗一
6番：下崎 省一	7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子
9番：道園 浩二	10番：小崎 良一	11番：木川 保
12番：一川 清	13番：野田 和夫	14番：湊上 米作
15番：山田 和治		

（欠席：2名）

2番：牧 正徳	3番：中川 光春
---------	----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司	事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第1号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について
日程第2	報告第2号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第3	議案第1号	農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
日程第4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第4号	農地利用集積計画の審議について
日程第7	議案第5号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。 今年に入り、1月7日には20℃を超えたということで、人間が住むには喜ばしいですが、稲や果樹への影響（害虫や病気）が多くなっている現状でございます。また、海水温の上昇により、台風や大雨の被害等も懸念され、心配しているところです。 今年も芦北町の農業の発展を祈念いたしまして、令和2年第1回芦北町農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。 1番「井川」委員、2番「尾上」委員、7番「草野」委員、8番「田口昭広」委員、2番「牧」推進委員、3番「中川」推進委員から、欠席報告があっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は1番「井川輝征」委員、2番「尾上春樹」委員とありますが欠席のため、3番「宮本和市」委員、4番「藤井雅史」委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の差し替えをお願いします。 差し替えのページは議案書の3ページです。 議案書3ページの提案理由を記載しましたので、座席に配布してあります議案書に差し替えをお願いします。 また、議案の取り下げが3件ありますので報告します。 まず、議案書6ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」所有権移転の部4番について、「許可申請取り下げ願い」が申請者から提出されましたので、議案から取り下げることを報告します。 次に、議案書8ページの議案第4号「農用地利用集積計画の審議」使用貸借権設定の部2番について、「貸人」が亡くなりましたので、議案から取り下げることを報告します。 次に、議案書9ページの議案第5号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断」1番について、「非農地判断依頼書の取り下げ願い」が提出されましたので、議案から取り下げることを報告します。 また、議案書9ページの整理番号「2」番を「1」番に訂正願います。 それでは議事に入ります。 報告第1号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

福田局長	おはようございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。 本日ご提案しております、議案等の説明につきましては、担当係長から説明させていただきますので、ご審議よろしく願いいたします。
川田係長	それでは、説明いたします。 議案書の１ページをお願いします。 報告第１号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 この配分計画は、１１月の総会で審議し、記載してある賃貸人から熊本県農業公社が借り受けた農地が賃借人へ配分された報告になります。 賃借権設定の部ですが、１番から３番までまとめて説明します。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。 賃借料は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第１号につきましては、これで終わります。 次に、報告第２号「農地法施行規則第２９条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の２ページをお願いします。 報告第２号、農地法施行規則第２９条の規定による届出について。 農地法施行規則第２９条の規定による届出が下記のとおり提出されましたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は農機具用倉庫です。工事期間は備考欄のとおりです。 ピンク色総会資料の１ページをお願いします。 申請地ですが、「百木バス停」南西側、約１５０ｍの場所になります。 現地確認ですが、申請地は形が不整形なので、耕作が困難な場所であると感じました。 農機具等を収納する倉庫を建てるということでした。 なお、議案書での転用面積は６０㎡と記載してありますが、現地確認時に１５０㎡程

	度になるという報告を受けましたので、転用面積は720㎡のうち150㎡ということです。 農地法施行規則第29条の規定による届出書の方も本人に訂正していただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を「5番の谷口」委員にお願いします。
谷口委員	申請地は、今のところ田んぼとなっておりますが、用水もできずに形も不整形なため、効率が悪いような場所です。今回、倉庫ということで60㎡の申請でしたけれども、現地確認にて、150㎡の訂正となりますので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「坂口恵美子」推進委員からお願いします。
坂口推進委員	谷口委員が説明されたとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第2号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第2号につきましては、これで終わります。 次に、議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の3ページをお願いします。 議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて。 農業委員会の法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議するものです。 1番、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2番、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 提案理由は記載のとおりです。 以上で説明を終わります。

片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 1 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第 1 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、高齢のため耕作管理が困難なので、娘へ生前贈与する。 譲受人事由ですが、贈与を受け耕作管理する。となっています。 ピンク色総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大野松生地域の 1 5 筆になります。 現地確認ですが、申請地は水稻・野菜等が作付けされており、全て適正に管理されていました。 譲り受け後も引き続き、適正に管理するということでした。 黄色調査書の 1 ページをお願いします。 契約の種類は贈与、申請理由ですが、譲渡人は高齢で耕作管理が困難であるため、譲受人である娘へ生前贈与するということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 議案書の 5 ページをお願いします。 2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

	譲渡人事由ですが、病気のため耕作管理が困難なので売り渡す。 譲受人事由ですが、相手方の要望もあり、隣接宅地と同時に買い受ける。となっています。 ピンク色総会資料の３ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「鶴木山集落センター」の東側、約４０mの場所で、譲受人の自宅近くになります。 現地確認ですが、申請地は駐車場として利用されていましたが、買い受け後は柑橘類を作付けするということでした。 黄色調査書の２ページをお願いします。 契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人は病気で耕作管理が困難なため、申請地の隣接宅地と一括して、譲受人へ売り渡すということです。 譲受人は、相手方の要望もあり、現在も駐車場として利用している隣接宅地と一括して購入し、柑橘類を作付けするということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 ３番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、未登記整理のため。 譲受人事由ですが、未登記整理のため。となっています。 ピンク色総会資料の４ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、吉尾の市居原地域の７筆になります。 現地確認ですが、申請地は水稻・野菜等が作付けしてあり、適正に管理されていました。 黄色調査書の３ページをお願いします。 契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人は約１５年ほど前に譲受人へ申請地を売り渡したが、未登記であったため、今回申請するものです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。

	1 番の案件を担当地区の「野田」推進委員をお願いします。
野田推進委員	1 月 8 日に事務局、尾上委員と現地確認を行いました。適正に管理されておられますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2 番の案件を担当地区の「矢野」推進委員からお願いします。
矢野推進委員	おはようございます。説明のとおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、3 番の案件を担当地区の「山田」推進委員からお願いします。
山田推進委員	1 月 8 日に事務局と草野委員と現地確認を行いました。事務局の言われたとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 2 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番につきましては、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は植林で、本案件は追認案件で始末書が添付されています。 ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、やびつ峠を抜け、松生集落入り口から右手方面へ向かった約 200 m の場

所になります。

現地確認ですが、申請地は非常に狭く、日当たりが悪いので、耕作に不向きな場所であると感じました。また、周辺も山林化しており、植林しても周囲に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は雨水のみの自然透水になります。

ピンク色総会資料の7ページをお願いします。農地の広がり約4.0haです。

黄色調査書の4ページをお願いします。

●契約の種類は贈与です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地周辺は山林化しており、イノシシ害や日照不足等で生産性が悪く、耕作に適していない場所であるため植林し、山林として管理する計画です。

代替性については、転用目的が植林であり、記載のとおり代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等は既に施工済みであり問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は宅地拡張で、本案件も追認案件で始末書が添付されています。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「肥薩おれんじ鉄道肥後田浦駅」から東側、約50mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は宅地の一面地として利用されていました。周辺は住宅が密集している場所で、転用しても問題ないと感じました。

ピンク色総会資料の9ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は雨水のみで、自然透水になります。

ピンク色総会資料の10ページをお願いします。農地区分図を載せていますが、申請地は市街化が著しい区域内にある農地で、「肥後田浦駅」から東側、約50mの距離に

位置しており、駅から300m以内に位置しているため、第3種農地に該当します。

黄色調査書の5ページをお願いします。

●契約の種類は贈与です。

●立地基準ですが、先ほど説明したとおり農地区分は第3種農地です。第3種農地は原則、転用可能な農地に分類されます。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は令和元年10月に申請地の隣接宅地を第3者から購入したが、宅地の一画地である申請地の登記簿名義が譲渡人名義であり、地目が農地であったため、今回申請するものです。なお、申請地については、無償で譲り受ける。」ということです。

代替の可能性については、申請地が第3種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等は施工済みであり問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は太陽光発電です。

ピンク色総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せていますが、申請地は、古石の熊ヶ倉でダ・ロープ亭の東側、約1.7kmの場所になります。

現地確認ですが、申請地は耕作放棄地状態でした。また、申請地の周囲は山林に囲まれており、太陽光発電施設を整備しても影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の12ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。全体の計画のうち、太い線で囲んだ部分が転用箇所になります。排水は雨水のみの自然透水になります。

ピンク色総会資料13ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約2.5haです。

黄色調査書の6ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は、太陽光発電事業を行っており、申請地は日照条件も良く、緩やかな傾斜であり、太陽光発電施設を整備するには優良な場所であるため申請するものです。

	●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題のないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「6番の塚本」委員をお願いします。
塚本委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「下崎」推進委員からお願いします。
下崎推進委員	先日、事務局、塚本委員と現地へ行きました。事務局の言われたとおり、日当たりも悪く、周りは山林化しているので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2番の案件を「10番の阪口修一」委員をお願いします。
阪口委員	事務局が説明されましたが、畑というよりは駐車場になっておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	3番の案件を担当地区の「宮島」推進委員からお願いします。
宮島推進委員	事務局の説明どおりですが、この申請地は元々、牧場跡で平坦な所で、周囲は山林に囲まれております。また、地元の方と話し合い、適正に進めていきたいとのことでしたので、問題ないと思います。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第3号につきまして、質疑ありませんか。 …4番、藤井委員。
藤井委員	事務局へお尋ねします。 3番の案件ですが、太陽光には寿命があると思いますので、処分するということになった場合は、農地として復元するような契約ではないのですか。
川田係長	現在の契約では、所有権移転ということで、永久的に太陽光を使用する契約となっています。太陽光が使用できなくなった場合は、パネルの入れ替え等を行い、利用する計画です。農地への復元は仮定しておりません。
藤井委員	農地には復元しないが、農地ということですか。
川田係長	太陽光となれば、雑種地となります。
藤井委員	わかりました。

片山会長	他にご質疑ありますか。 … 6 番、塚本委員。
塚本委員	お尋ねですが、先ほどの説明で牧場跡地であるということでしたが、水源地等との関係は無いわけですね。
片山会頭	担当地区の「宮島」推進委員から説明があります。
宮島推進委員	水源地はありません。側にもう 1 件、牧場があり、そこは既に辞められ、現在は生ごみ処理場の一時保管場所となっております。
塚本委員	わかりました。
片山会長	他にご質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番につきましては、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 4 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃借権設定の部 1 番～3 番まで農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。 利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 転貸で設定期間は全て新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

	議案書の８ページをお願いします。 ４番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ５番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の１０年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部１番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、１番につきましては、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、２番につきましては、原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、３番につきましては、原案のとおり決定しました。 ４番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、４番につきましては、原案のとおり決定しました。 ５番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、５番につきましては、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番につきましては、「塚本」委員が関係していますので、「塚本」委員に一時退席を求めます。 (「塚本」委員一時退席) それでは、お諮りします。

	使用貸借権設定の部 1 番につきまして、異議ありませんか。 異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 「塚本」委員に入室をお願いします。 (「塚本」委員着席) 次に、議案第 5 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 9 ページをお願いします。 議案第 5 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。 詳細は、別紙資料 1 「非農地判断 現地確認資料」により説明します。 1 ページをお願いします。申請地のおおまかな位置図を載せています。 2 ページをお願いします。申請地周辺の位置図になります。 申請地は「大岩公民館」の南西側、約 3 2 0 m の位置で赤く塗っている箇所です。 3 ページに航空写真図を載せています。斜線の場所が申請地になります。 4 ページをお願いします。上側が遠景、下側が近景の写真です。 5 ページに現地確認の結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、雑木などが生い茂り、山林化しているため、農地への復元が困難であると思われます。 よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を担当地区の「湧上」推進委員にお願いします。
湧上推進委員	1 月 8 日に事務局、草野委員と一緒に現地確認をしました。事務局の言われるとおり、山林化していましたので、農地としての復元は困難だろうと判断しました。

片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第5号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。
-------------	--